

決 定 書

申 立 人 X 1 組 合

清 算 人 A 1

被申立人 Y 1 組 合

執行委員長 Y 2 〃 こと Y 2

被申立人 Y 2 〃 こと Y 2

上記当事者間の都労委平成31年不第20号事件について、当委員会は、令和5年11月21日第1829回公益委員会議において、会長公益委員金井康雄、公益委員菊池洋一、同水町勇一郎、同太田治夫、同垣内秀介、同川田琢之、同北井久美子、同富永晃一、同西村美香、同巻淵真理子、同三木祥史、同渡邊敦子の合議により、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

第1 事案の概要及び請求する救済の内容の要旨

1 事案の概要

- (1) 申立人 X 1 組合の前身である A 2 組合（その後、「A 3 組合」、「A 4 組合」と名称を変更した。以下、名称変更の前後を通して「組合」という。）は、平成31年3月9日、被申立人 Y 1 組合（以下「Y 1 組合」という。）に対し、

団体交渉を申し入れた（以下「本件団体交渉申入れ」という。）が、Y 1 組合は、団体交渉に応ずる義務はないなどとしてこれを拒否した。

- (2) 3月13日、組合は、Y 1 組合を被申立人として、当委員会に対して本件不当労働行為救済申立てを行い、その後数回にわたり請求する救済の内容を追加した。
- (3) 当委員会は、本件について請求する救済の内容を整理しつつ審査手続を進め、令和4年12月16日、本件は、結審した。
- (4) 当委員会の事務局は、本件結審時の申立人である「A 4 組合」に関する資格審査資料が提出されていなかったことから、組合に対し、数度にわたり関連資料の提出を要請した。
- (5) 5年7月26日、組合は、当委員会に対し、同月19日の臨時総会において、
①主たる事務所の所在地を肩書地に移転すること、②組合の名称を「X 1 組合」に変更すること、③組合費長期滞納者の除籍処分を行うこと、④社会的な役割を終えたことに鑑み、解散すること、⑤解散に伴い、清算人にA 1（以下「A 1」という。）を選任することをそれぞれ決議した旨の臨時総会議事録と共に、⑦「X 1 組合」は、同月19日の臨時総会決議に基づき解散したこと、⑧今後は精力的に未収債権の回収、未払債務の支払及び未完了業務の遂行に励行する旨が記載された「上申書」を提出した。

また、7月26日、組合は、当委員会に対し、「X 1 組合」に関する資格審査資料も併せて提出した。

2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 本件団体交渉申入れに速やかに応ずること。
- (2) 組合結成、組合の組合員募集又は組合への加入を理由とした、Y 1 組合の組合員であったA 1に対する平成31年3月18日の統制処分がなかったものとして取り扱い、同人が受領するはずであった賃金相当額及びこれに対する遅延損害金を支払うとともに組合の組合活動の運営を制約・阻害しないこと。
- (3) 組合や組合の組合員を監視する目的でY 1 組合事務所内に盗聴器・監視カメラ又は各種のセンサー等を設置し、作動させないこと。
- (4) Y 1 組合の関係者ないし報道機関に対して組合を誹謗中傷するビラを

送付するなどして、組合の運営を妨害しないこと。

- (5) 組合のブログを理由に、A 1 及び組合に対して損害賠償請求訴訟を提起するなどして組合の運営に支配介入しないこと。
- (6) A 1 及び Y 1 組合の組合員であった A 5 に対する令和元年 8 月 19 日の統制処分を撤回するとともに、両名が受領するはずであった賃金相当額及びこれに対する遅延損害金を支払うこと。
- (7) Y 1 組合の役員、職制らほか第三者をして、インターネット上で組合に関するデマを流布させることで、組合の活動を妨害しないこと。
- (8) 上記(2)、(3)及び(7)についての謝罪文の手交・掲示及び新聞並びに上記(7)についてのツイッターアカウントにおける掲載

第 2 判断

当委員会が申立人組合の資格審査を行った結果、別紙令和 5 年 11 月 21 日付資格審査「決定書」のとおり、申立人組合は労働組合法第 2 条の規定に適合しない。

したがって、申立人組合が労働組合法上の救済を受ける資格を有するものと認めることはできない。

第 3 法律上の根拠

以上の次第であるから、本件申立ては、労働委員会規則第 33 条第 1 項第 2 号の「労働組合が申立人である場合に、その労働組合が労組法第 5 条の規定により労組法の規定に適合する旨の立証をしないとき。」に該当するので、主文のとおり決定する。

令和 5 年 11 月 21 日

東京都労働委員会

会 長 金 井 康 雄